

ナイジェリアにおける暗号通貨： 普及と規制の最新動向

(2025年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 UDO UDOMA & BELO-OSAGIE に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび UDO UDOMA & BELO-OSAGIE は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび UDO UDOMA & BELO-OSAGIE が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ラゴス事務所
E-MAIL: NLA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-MAIL: SCC@jetro.go.jp



目次

1. ナイジェリアにおける暗号通貨事情の概要	1
2. 暗号通貨に関する規制と政策の動向	3
2.1. 中央銀行の規制方針	3
2.1.1. 「仮想資産サービスプロバイダーの銀行口座運用に関するガイドライン 2023 年版 (Guidelines on the Operation of Bank Accounts for Virtual Asset Service Providers 2023)」 (以下、「2023 年 12 月ガイドライン」)	3
2.2. ナイジェリアにおける主な暗号通貨関連法およびガイドラインの概要	4
2.2.1. 仮想資産サービスプロバイダーのための銀行口座運用に関する 2023 年ガイドライン	4
2.2.2. 2022 年 5 月 証券取引委員会 (SEC) のデジタル資産の発行、提供および保管に関する規則	5
2.2.3. 2022 年マネーロンダリング (防止および禁止) 法 (Money Laundering (Prevention and Prohibition Act 2022)	7
2.2.4. 2004 年キャピタルゲイン税法 (チャプター C2) LFN (Capital Gains Tax Act (Chapter C2) LFN 2004) (CGT 法)	8
2.2.5. 2021 年 10 月 25 日 中央銀行発表の e ナイラに関する規制ガイドライン (Regulatory Guidelines on the eNaira)	9
2.3. ナイジェリアにおける過去の規制変更と暗号通貨市場への影響	9
2.3.1. 2017 年 1 月 12 日 中央銀行発表のナイジェリア国内の仮想通貨取引に関する銀行その他の 金融機関向け通達	10
2.3.2. 2018 年 2 月 28 日 中央銀行による仮想通貨に関するプレスリリース	10
2.3.3. 2020 年 9 月 11 日 証券取引委員会 (SEC) によるデジタル資産の分類およびその取り扱いに 関する声明	11
2.3.4. 2021 年 2 月 5 日 中央銀行書簡 (商業銀行、ノンバンク金融機関およびその他金融機関宛)	12
2.3.5. 2021 年 2 月 11 日 SEC による暗号通貨に関するプレスリリース	12
2.3.6. 2023 年 5 月 3 日 国家情報技術開発庁 (NITDA) ナイジェリアの国家ブロックチェーン政策 (National Blockchain Policy for Nigeria) (以下、「ブロックチェーン政策」)	13
3. ナイジェリアにおける暗号通貨市場の主要プレーヤーと市場動向	14
3.1. 国内および国際的な暗号通貨取引所の動向 (Binance、Luno、Paxful など)	14
3.1.1. 規制遵守の強化	14
3.1.2. 現地通貨と決済の統合	16
3.1.3. セキュリティ強化と分散化	16
3.1.4. P2P 取引所と中央集権型取引所の競争	17
3.1.5. 「明確な規制」、「インフレ」、「通貨安」が暗号資産の世界的な普及を促進	17
3.2. 暗号通貨関連のスタートアップ企業と既存企業 (ブロックチェーン技術を活用するフィンテック 企業など)	18
3.3. 政府と民間企業 (銀行、テクノロジー企業、金融機関) の関与	19
3.3.1. 政府の関与	19
3.3.2. 民間セクターの関与	20

ナイジェリアにおける暗号通貨：普及と規制の最新動向

1. ナイジェリアにおける暗号通貨事情の概要

ナイジェリアは、暗号通貨の取引量が多いことで知られている。2023年7月から2024年6月の間に、ナイジェリアで取引された暗号通貨の総額は約590億米ドルに達した。注目すべきは、ナイジェリアは暗号通貨普及率が世界第2位であり、アフリカではエチオピア（世界第26位）、ケニア（世界第28位）、南アフリカ（世界第30位）を抑えて第1位となっている¹。

ナイジェリアの暗号通貨取引量は目覚ましく活発だが、利用者数を正確に把握することは難しい。規制当局や法執行機関が要請しているにもかかわらず、暗号通貨取引所は利用者のデータを提供に消極的であることが一因となっている。例えば、世界的な暗号通貨取引所であるバイナンス（Binance）は、マネーロンダリングや金融詐欺の疑惑で、ナイジェリア経済金融犯罪委員会（EFCC）および法執行機関の調査を受けた際、拘束されていた同社幹部に対し、ナイジェリア国内の利用者数の提供を求めたが、Binanceはこれを拒否した²。こうした暗号通貨取引所側の消極的姿勢は決して珍しいことではない。ナイジェリアの規制当局は、つい最近まで暗号通貨の利用や導入に対して否定的な立場をとり、暗号通貨の不確実性を懸念していた。ナイジェリア中央銀行（CBN）と証券取引委員会（SEC）は、詐欺、金銭的損失、違法取引のリスクがあるとして、暗号通貨の利用には注意を払うよう利用者に警告していた³。そのため、暗号通貨取引所が利用者数や識別情報を提供することで、マネーロンダリング検査の対象となる可能性がある。こうしたデータが提供されていなくても、国内の暗号通貨取引所利用者の中には、マネーロンダリングの疑いで検査を受けた者もいる。こうした検査は一見すると無差別に行われているように見えるかもしれないが、ナイジェリア国内でのマネーロンダリングおよびその他の金融犯罪の多発、暗号通貨の分散型特性、取引の追跡困難性を考慮すると、当局による取り締まりが正当化される場合もある。ナイジェリアにおける暗号通貨の使用に対するこうした懸念があるにもかかわらず、同国での暗号通貨の普及は大きく減少していない。各種報道

¹ Chain analysis、「Sub-saharan Africa : Nigeria Takes #2 Spot in Global Adoption, South Africa Grows Crypto-TradFi Nexus（サハラ以南のアフリカ：ナイジェリアが世界導入で第2位に。南アでは暗号通貨と伝統的金融の結びつきが拡大）」の原文はこちら <https://www.chainalysis.com/blog/subsaharan-africa-crypto-adoption-2024/> (2025年2月23日アクセス)

² Dina Temple-Raston、「Nigerian court orders Binance to release user data, as company execs continue to be held without charge（Binance幹部が拘束され続けている中、ナイジェリアの裁判所は同社に利用者データの開示を命令）」の原文はこちら <https://therecord.media/nigerian-court-orders-binance-to-release-user-data-executives-detained> (2025年2月23日アクセス)

³ ナイジェリア中央銀行、「Press Release : Response to Regulatory Directive on Cryptocurrencies（プレスリリース：暗号通貨に関する規制指令への対応）」の原文はこちら

<https://www.cbn.gov.ng/out/2021/ccd/cbn%20press%20release%20crypto%2007022021.pdf> (2025年2月23日アクセス)

によると、ナイジェリアの暗号通貨取引は小口取引が中心で、80%以上の取引が100万米ドル未満の範囲で行われている。また、2015年から2020年にかけてナイジェリア国内で約6億米ドルのビットコイン取引が行われており、ナイジェリアで活動する外資系暗号通貨取引所の週間取引量総額は40億ナイラを超えるという。ナイジェリア人は世界有数の暗号通貨利用者であり、主にピア・ツー・ピア（P2P）ネットワークを通じて取引を行っている⁴。現在、ナイジェリアの人口の30%以上が暗号通貨に投資しており、世界での普及率はインドに次ぎ第2位となっている⁵。

暗号通貨の普及が進み、その傾向がますます強まっている理由として、次の三つが挙げられる。

- (i) インフレと経済的困難への対策
- (ii) 利益の追求とコストパフォーマンス
- (iii) 金融の自由

インフレについては、ナイジェリアは新型コロナウィルス・パンデミック以降、社会的・経済的不況に見舞われている。パンデミック中、同国の予算の基盤となる原油価格が下落し、歳入に甚大な影響を及ぼした⁶。この影響でナイジェリアは不況に陥り⁷、結果としてナイラの対ドル為替レートが下落。市民は貯蓄を保全するため、暗号通貨で資産を保有するようになった。ちょうどその頃、暗号通貨は史上最高値を更新していた⁸。2023年6月、CBNはナイラを公開市場において「希望する売り手から希望する買い手へ」の原則に則り自由に取引できるよう発表した。それまでCBNはナイラの価値をドルに固定し、通貨切り下げを抑えることで経済的困難への対処を試みていた。しかし、自由市場の導入によりナイラの価値は急落し、2023年11月まで対ドル為替レートは40%以上下落。2023年12月にはナイジェリアのインフレ率が27年ぶりの高水準に達した⁹。特に食品価格が急騰し、外貨（FX）不足が問題をさらに悪化

⁴ Emomotimi John Agama、「Investigating Adoption and Usage of Cryptocurrencies in Nigeria（ナイジェリアにおける暗号通貨の導入および利用状況の調査）」の原文はこちら https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=5091641（2025年2月23日アクセス）

⁵ Kingsley Charles、「The Rise and Fall of Cryptocurrency in Nigeria（ナイジェリアにおける暗号通貨の興亡）」の原文はこちら <https://newlinesmag.com/reportage/the-rise-and-fall-of-cryptocurrency-in-nigeria/>（2025年2月23日アクセス）

⁶ Aljazeera、「Nigeria slips into recession blamed on COVID-19 and oil prices（ナイジェリアが不況に陥った原因是新型コロナと原油価格）」の原文はこちら <https://www.aljazeera.com/news/2020/11/21/nigeria-slips-into-recession-blamed-on-covid-19-and-oil-prices>（2025年2月23日アクセス）

⁷ 脚注6の脚注参照

⁸ John Edwards、「Bitcoin's Price History（ビットコインの価格履歴）」の原文はこちら <https://www.investopedia.com/articles/forex/121815/bitcoins-price-history.asp>（2025年2月23日アクセス）

⁹ Chijioke Ohuocha、「Nigeria's inflation rises to more than 27-year high in December（12月のナイジェリアのインフレ率は27年ぶりの高水準）」の原文はこちら [https://www.reuters.com/world/africa/nigerias-inflation-rises-more-than-27-year-high-december-2024-01-15/#:~:text=ABUJA, Jan 15 \(Reuters\), bank to raise interest rates.](https://www.reuters.com/world/africa/nigerias-inflation-rises-more-than-27-year-high-december-2024-01-15/#:~:text=ABUJA, Jan 15 (Reuters), bank to raise interest rates.)（2025年2月23日アクセス）

させた。こうしたインフレに対処し、資産を保全するため、多くの国民が再び暗号通貨に目を向けるようになった。2023年の調査によれば、ナイジェリアの暗号通貨利用者の90%がインフレ対策として暗号通貨投資に関心を示していた¹⁰。

主要な取引対象はビットコイン、イーサリアム、ステーブルコインである。ナイジェリアの人々は、インフレ対策だけでなく、利益創出や海外送金コストの低減を目的として暗号通貨を利用している。利益創出に関しては、ビットコインのように価値の急激な上昇が期待される暗号通貨や、ドルペッグのステーブルコインへの投資が主流である。暗号通貨の価格が上昇し、ナイラ安が進めば、換金時により多くの資金を得ることができる。また、ナイジェリアでは海外送金が非効率的であり、多額の手数料が発生することがある。2022年のナイジェリアへの国際送金額は200億ドル以上に達したが、一部では送金額200ドルに対し36%もの手数料が加算されるケースもあった。暗号通貨取引所の手数料は通常、これよりも大幅に低額である¹¹。そのため、暗号通貨を活用することで、より安価かつ迅速な海外送金が可能となる。

金融の自由という観点では、多くのナイジェリア国民が、通貨のボラティリティ対策として、暗号通貨（特にステーブルコイン）を選択している。また、価格上昇を見込んでビットコイン、イーサリアム、ソラナといった他の暗号通貨にも投資にも投資を行っている。

2. 暗号通貨に関する規制と政策の動向

2.1. 中央銀行の規制方針

2.1.1. 「仮想資産サービスプロバイダーの銀行口座運用に関するガイドライン 2023年版（Guidelines on the Operation of Bank Accounts for Virtual Asset Service Providers 2023）」（以下、「2023年12月ガイドライン」）

2023年12月、ナイジェリア中央銀行（CBN）は「2023年12月ガイドライン」を公表した。このガイドラインは、CBNの規制を受けるすべての金融機関に適用される。これにより、CBNが2021年2月5日付の通達で金融機関に課していた以下の制限が大幅に緩和された。

¹⁰ Liz Mills、「Crypto in Nigeria - Surge in Adoption and Regulatory Shifts（ナイジェリアの暗号通貨 - 導入の急増と規制の変化）」の原文はこちら <https://cryptoforinnovation.org/crypto-in-nigeria-surge-in-adoption-and-regulatory-shifts/> (2025年2月23日アクセス)

¹¹ 脚注10の脚注参照

従来の通達では、金融機関に対し、(i) 仮想資産の取引決済の仲介、(ii) 仮想資産取引所向けの銀行口座を開設・運用、(iii) 仮想資産の保有・取引を禁じていた。

しかし、新ガイドラインにより、金融機関は、暗号資産取引の決済を支援し、仮想資産サービスプロバイダー (VASP)、デジタル資産カストディアン (DAC)、デジタル資産取引所 (DAX) およびプラットフォーム運営者向けに口座を管理することが可能となった。ただし、金融機関は、自社勘定での仮想資産を保有・売買・取引することは禁止されている。さらに、取引はすべてナイラ建てで行う必要がある。

2.2. ナイジェリアにおける主な暗号通貨関連法およびガイドラインの概要

2.2.1. 仮想資産サービスプロバイダーのための銀行口座運用に関する 2023 年ガイドライン¹²

上記の 2.1.1 に記載した情報に加え、「2023 年 12 月ガイドライン」は、ナイジェリア中央銀行 (CBN) の規制を受けるすべての金融機関に適用される。本ガイドラインの主な目的は、ナイジェリアにおける仮想資産サービスプロバイダー (VASP) との銀行取引関係の最低基準を定めること、証券取引委員会 (SEC) の認可を受けた適格事業者にサービスを提供する金融機関を監督すること、適格事業者の口座運用に関する指針を示すこと、そしてこのセクターにおいて堅牢なリスク管理の実践を徹底させることである。

本ガイドラインにより、金融機関が VASP のために行える業務が拡大され、以下が含まれる。

- (i) 指定口座の開設
- (ii) 無利息指定決済口座および決済サービスの提供
- (iii) 外国為替取引および取引の仲介
- (iv) CBN が適宜許可するその他の活動

CBN は、適格事業者の活動や P2P の暗号通貨取引を規制することを意図はない。本ガイドラインを通じた中央銀行の目的は、監督下にある金融機関の規制であり、特に、適格事業者の口座運用や指定銀行口座・決済銀行口座を通じた取引の円滑化にある。なお、金融機関が自己勘定で仮想資産の保有・売買・取引することは禁止されたままである。

¹² 「Guidelines on Operations of Bank Accounts for Virtual Assets Service Providers 2023 (仮想資産サービスプロバイダーのための銀行口座運用に関する 2023 年ガイドライン)」の原文はこちら

<https://www.cbn.gov.ng/out/2024/fprd/guidelines%20on%20operations%20of%20bank%20accounts%20for%20virtual%20asset%20providers.pdf> (2025 年 2 月 23 日アクセス)

2.2.2. 2022年5月 証券取引委員会（SEC）のデジタル資産の発行、提供および保管に関する規則¹³

2022年5月21日、証券取引委員会（SEC）はナイジェリアのデジタル資産市場を規制するため、「デジタル資産の発行・提供・カストディに関する規則（Rules on the Issuance, Offering, and Custody of Digital Assets）」（以下、「規則」）を発行した。本規則は、仮想資産およびデジタル資産の発行および提供に関する要件を定めるとともに、デジタル資産提供プラットフォーム（DAOP）、デジタル資産カストディアン（DAC）、仮想資産サービスプロバイダー（VASP）、デジタル資産取引所（DAX）の運営枠組みを示している。本規則に基づき、デジタル資産を用いて資本調達を行う発行者は、事前にSECに当該資産を登録する必要がある。また、本規則は、DAOP、DAC、DAX、VASPの登録要件を定め、これらの事業者が明確な規制の枠組みのもとで運営されることを求めている。しかし、2022年に発令されたにもかかわらず、SECは依然として本規則を施行しておらず、適格事業者の認可も開始していない。この遅れは、規制枠組みの改善および執行に関する実務的な課題を解決するため、業界関係者との協議を継続していることによるものである。

こうした取り組みの一環として、SECは2024年3月15日に「デジタル資産の発行・提供プラットフォーム、および保管に関する規則の重要改正案（Proposed Major Amendments to the Rules on Issuance, Offering Platforms, and Custody of Digital Assets）」（以下、「規則改正案」）を公表した。本改正案では、DAOP、DAC、DAX、VASPの新たな登録要件と手数料を導入している。しかし、本改正案は、まだ施行されておらず、意見公募および審査の段階にある。本規則も未だ実施されておらず、「規則改正案」も最終決定には至っていないが、2024年6月21日、SECは「仮想資産サービスプロバイダー（VASP）およびその他のデジタル投資サービスプロバイダー（DISP）のオンボーディングのための規制当局によるインキュベーション加速化プログラムに関するフレームワーク」（以下、「フレームワーク」）を発表した。本フレームワークのもと、SECは仮想資産関連事業者向けの専用申請窓口を設置し、適格事業がSECの承認を得られるようにする仕組みを導入した。規制当局によるインキュベーション加速化プログラム（ARIP）の要件を満たし、「フレームワーク」の要件を十分に満たすことを証明した参加者は、SECの審査を経て本登録へと進むことができる。

¹³ 2022年5月に発令された「Securities and Exchange Commission Rules on Issuance, Offering and Custody of Digital Asset（デジタル資産の発行・提供・カストディに関する証券取引委員会規則）」の原文はこちら https://sec.gov.ng/rules-on-issuance-offering-and-custody-of-digital-assets_sec-nigeria-11-may-2022/ (2025年2月23日アクセス)

2024年8月29日、SECはARIP¹⁴のもとで、二つのデジタル資産取引所に対して仮承認を付与したと発表した。これにより、Busha Digital Limited および Quidax Technologies Limited が、ARIPのもとで仮承認を受けたナイジェリア初の暗号通貨取引所となった。さらに、五つの暗号資産関連事業者がSECの「規制当局によるインキュベーション・プログラム（RIプログラム）」に参加した。本プログラムの目的は、デジタル資産関連企業の審査および革新的な製品・技術の試験運用を厳格な監督のもとで実施することである。ナイジェリアでは、SECの認可を受けたプラットフォームのみが、国内居住者向けに暗号資産取引を合法的に提供できる。そのため、ARIPとRIプログラムは、デジタル金融商品のナイジェリア資本市場への導入を推進する主要な手段となっている。同時に、SECはこれらの取り組みを通じて分散型台帳技術（DLT）および暗号資産取引に関する知見を蓄積し、今後の政策立案に役立てるとともに、消費者保護を強化することを目指している。

2024年12月16日、SECはデジタル資産に関する規則の改正案を発表し、2025年6月30日の施行を予定している。本改正案の主な変更点は次の通りである。

(i) 外国の仮想資産サービスプロバイダーの登録要件

海外の仮想資産サービスプロバイダーは、母国が証券監督者国際機構（IOSCO）または西アフリカ証券監督者協会（WASRA）の加盟国であるか、もしくはナイジェリアと相互協定を締結している場合に限り、SECの承認を受けることができる。

(ii) ARIPの登録要件

SECへの正式登録には、ARIPに基づく登録が前提条件となる。

(iii) デジタル資産仲介業者（DAI）の新設

デジタル資産取引を仲介する事業者（ブローカー、ポートフォリオマネージャー、受託者、投資顧問など）向けの新しいカテゴリーが導入された。

(iv) 資本要件の引き上げ

- ・デジタル資産提供プラットフォーム（DAOP）：5億ナイラ
- ・デジタル資産取引所（DAX）：10億ナイラ
- ・デジタル資産仲介業者（DAI）：1億～5億ナイラ

(v) 役員構成の要件

- ・最低5人の取締役を設置し、その60%はナイジェリア人であること
- ・非業務執行取締役の会長を選任すること
- ・取締役の過半数を非業務執行取締役とすること
- ・少なくとも1人の独立非業務執行取締役を設置すること

¹⁴ <https://sec.gov.ng/press-release-update-on-the-secs-accelerated-regulatory-incubation-program/> (2025年2月23日アクセス)

(vi)広告の制限

ナイジェリアにおけるデジタル資産のマーケティングおよびプロモーションには、事前に SEC の承認を得る必要がある。

2.2.3. 2022 年マネーロンダリング（防止および禁止）法（Money Laundering Prevention and Prohibition Act 2022）¹⁵

「2022 年マネーロンダリング（防止および禁止）法（MLA）」は、ナイジェリア国内金融機関が「マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策（AML/CFT）」に基づくコンプライアンスを確保するための最も重要な法律である。

MLA よれば、金融機関の定義に仮想資産サービスプロバイダー（VASP）が含まれ、暗号通貨取引所、デジタル資産カストディアンのほか、デジタルウォレットの提供、トークンの発行、暗号通貨取引などのサービスを提供するプラットフォームも該当する。その結果、仮想資産サービスプロバイダーも MLA の規定を遵守する義務を負う。

MLA のもとでは、金融機関（VASP を含む）は、以下の場合に顧客デューディリジェンス（CDD）を実施することを義務付けられている。

- ・取引関係を確立する場合
- ・所定の金額を超える取引を不定期に行う場合
- ・電信送金を行う場合
- ・マネーロンダリングもしくはテロ資金供与の疑いがある場合
- ・過去に入手した顧客識別データの正確性または妥当性に疑いが生じた場合

さらに、金融機関は、取引関係の過程で実行された取引が、当該金融機関の顧客に関する知識、ビジネスプロフィール、リスクプロファイルと整合があることを確認するために、取引を監視し、精査しなければならない。また、必要に応じて資金源の適正性を確認することも求められる。

加えて、金融機関は、口座がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に利用されているか、またはその可能性が高いかを判断するための適切なリスクマネジメントシステムを導入しなければならない。さらに、以下の取引については、ナイジェリア金融情報局（NFIU）に報告する義務がある。

- ・個人による 500 万ナaira 超の単一取引、預入、または電子送金
- ・法人による 1,000 万ナaira 超の単一取引、預入、または電子送金

¹⁵ 「Money Laundering (Prevention and Prohibition) Act, 2022 (2022 年マネーロンダリング（防止および禁止）法）」の原文は こちら <https://placng.org/i/wp-content/uploads/2022/05/Money-Laundering-Prevention-and-Prohibition-Act-2022.pdf> (2025 年 2 月 23 日アクセス)。

2.2.4. 2004 年キャピタルゲイン税法（チャプターC2）LFN（Capital Gains Tax Act (Chapter C2) LFN 2004）（CGT 法）¹⁶

キャピタルゲイン税（CGT）法は、ナイジェリアにおいて課税対象資産の譲渡による売却益に対し、控除および繰り延べ控除を適用した上で 10% の税率で課税する。「2023 年財政法（Finance Act of 2023）」¹⁷の施工前は、暗号通貨取引には CGT が適用されなかった。しかし、同法により CGT 法が改正され、デジタル資産の処分の売却益も 10% の CGT の課税対象となった。これにより、ナイジェリア国内で CGT の納付義務を負う者がデジタル資産を売却し、売却益を得た場合、その実利益に対して CGT を納付しなければならない。

CGT の納付期限は、資産を売却した年の 6 月 30 日または 12 月 31 日であり、法人は連邦税務局（FIRS）、個人は所轄の税務当局（SIRS）に CGT を送金し、申告書を提出する義務がある。

2025 年 3 月現在、国会で審議中の「2024 年ナイジェリア租税法案（Nigeria Tax Bill, 2024）」では、ナイジェリア国内のデジタル資産取引で得られた売却益に対する課税が明確に定義される予定である。この法案では、デジタル資産を課税対象資産に再分類し、以下のような資産をデジタル資産として明確に定義している。

- ・暗号通貨資産
- ・ユーティリティトークン
- ・セキュリティトークン
- ・NFT
- ・その他これに類するデジタル表現

この改正は、2023 年財政法でデジタル資産に CGT が導入されたものの、その定義が明確でなかった点を修正するものである。これまで利害関係者はナイジェリア証券取引委員会（SEC）の解釈に依存せざるを得なかったが、本法案が成立すれば、税制面での不確実性が解消され、より明確な指針が示されることが期待される。

¹⁶ 「Capital Gains Tax Act（キャピタルゲイン税法）」の原文はこちら [Capital-Gains-Tax-Act.pdf](#) (2025 年 2 月 23 日アクセス)

¹⁷ 「Finance Act 2023（2023 年財政法）」の原文はこちら <https://budgetoffice.gov.ng/index.php/finance-act-2023/finance-act-2023-2/viewdocument/938> (2025 年 2 月 23 日アクセス)

2.2.5. 2021 年 10 月 25 日 中央銀行発表の e ナイラに関する規制ガイドライン (Regulatory Guidelines on the eNaira)¹⁸

ナイジェリア中央銀行（CBN）は、中央銀行法第 19 条に基づき、特定の形式およびデザイ
ンの通貨（紙幣と硬貨）を発行する権限を有している。この権限のもと、CBN は中央銀行デジ
タル通貨（CBDC）である e ナイラを導入し、「e ナイラに関する規制ガイドライン
(Regulatory Guidelines on the eNaira)」を発表した。本ガイドラインは 2021 年 10 月 25
日から施行され、ナイジェリアの金融制度における e ナイラの運用と管理の枠組みを示してい
る。

e ナイラは、ナイジェリアの法律および完全統治権に裏付けられた CBDC であり、CBN が
法定通貨として発行するデジタル通貨である。E ナイラは、計算単位、価値保蔵手段、交換媒
介物として機能を持つ。その導入目的は、ナイジェリアの決済システムの近代化、金融包摂の
推進、取引コストの低減、ならびに金融政策の効率化にある。

e ナイラを入手・使用・保有するためには、個人・法人を問わず e ナイラ・ウォレットを持
たねばならない。このウォレットは、e ナイラ取引のためのデジタルインターフェースとして
機能する。

さらに、CBN は、規制およびセキュリティに関する基準の遵守を徹底させるため、デジタル
通貨管理システム（DCMS）を介して e ナイラを統括・監督を行っている。

2.3. ナイジェリアにおける過去の規制変更と暗号通貨市場への影響

近年、ナイジェリアの暗号通貨環境は大幅な規制の変更を経験してきた。これらの変化は、
中央銀行（CBN）や証券取引委員会（SEC）による各種のガイドラインや通達の発表によつ
てもたらされ、ナイジェリアにおける暗号通貨の取り扱いを形成する重要な要因となっている。
以下では、ナイジェリアにおける過去の規制変更の概要と、それらが暗号通貨市場について述
べる。

¹⁸ 「Regulatory Guidelines on the eNaira (e ナイラに関する規制ガイドライン)」の原文はこちら
<https://www.cbn.gov.ng/Out/2021/FPRD/eNairaCircularAndGuidelines%20FINAL.pdf> (2025 年 2 月 23 日アクセス)

2.3.1. 2017年1月12日 中央銀行発表のナイジェリア国内の仮想通貨取引に関する銀行その他の金融機関向け通達¹⁹

ナイジェリア中央銀行（以下、CBN）は本通達において、仮想通貨（VC）の出現と、そのデジタル決済インフラにおけるその役割拡大を認識していることを表明した。しかしながら、この技術の発展を前向きに評価しつつも、CBNは仮想通貨取引がもたらすリスクについて警告を発している。その理由は、仮想通貨取引の多くは匿名性が高く追跡困難であるため、特にマネーロンダリングやテロ資金供与などの犯罪に悪用される可能性があるためである。

ナイジェリアの金融システムの健全性を守るため、CBNは銀行その他の金融機関に対し、仮想通貨取引に伴うリスクについての注意喚起を行うとともに、CBNが実質的な規制を導入するまで、または決定を下すまでの間、以下の措置を取るよう求めた。

- (i)いかなるかたちでも仮想通貨を使用、保有、取引、または決済してはならない。
- (ii)既存顧客のうち、仮想通貨取引所を運営する者については、マネーロンダリング防止（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）の観点から、適切な管理体制が整備されていることを確認し、顧客の身元確認（KYC）および取引監視の要件を順守させること。
- (iii)金融機関が、仮想通貨取引所または関連顧客の管理体制を不十分と判断した場合は、当該顧客との取引関係を直ちに終了すること。
- (iv)疑わしい取引を確認した場合、ただちにナイジェリア金融情報局（NFIU）に報告すること。

2.3.2. 2018年2月28日 中央銀行による仮想通貨に関するプレスリリース²⁰

ナイジェリア中央銀行（CBN）は本プレスリリースにおいて、仮想通貨および仮想通貨取引所は CBN の認可や規制を受けていないことを改めて協調した。そのため、仮想通貨の取引業者や投資家は法的保護を受けられず、資金を失う恐れがあると警告した。また、ナイジェリアにおける仮想通貨は法定通貨ではないと明言し、その取引に伴うリスクについて国民に注意喚起を行った。

¹⁹ 「Circular to Banks and Other Financial Institutions on Virtual Currency Operations in Nigeria（ナイジェリア国内の暗号通貨業務に関する銀行その他の金融機関への中央銀行通達）」の原文はこちら

<https://www.cbn.gov.ng/out/2017/fprd/aml%20january%202017%20circular%20to%20fis%20on%20virtual%20currency.pdf>
(2025年2月23日アクセス)

²⁰ 「Virtual Currencies not Legal Tender in Nigeria – 中央銀行（暗号通貨はナイジェリアの法定通貨ではない – 中央銀行）」の原文はこちら

<https://www.cbn.gov.ng/Out/2018/CCD/Press%20Release%20on%20Virtual%20Currencies.pdf> (2025年2月23日アクセス)

この通達およびプレスリリースの影響で、ピア・ツー・ピア（P2P）取引が増加した。P2P取引とは、第三者を介さず利用者同士が直接取引を行う方式であり、利用者は自身のウォレットを保有する。取引所はエスクロー（第三者預託）サービスを提供し、両者が取引に合意するまで資金をロックする仕組みとなっている。また、銀行の規制強化により、ナイジェリアの銀行が発行するクレジットカードやデビットカード、またはナイジェリアの銀行口座から、中央集権型取引所（Bundle、Binance、Patricia、Luno など）への資金送金が制限された。

2.3.3. 2020年9月11日 証券取引委員会（SEC）によるデジタル資産の分類およびその取り扱いに関する声明²¹

SEC は、デジタル資産を代替投資手段と位置づけ、証券に該当する場合は規制対象とする方針を示した。具体的には、以下の点を明確にした。

- (i) ナイジェリア国内で、またはナイジェリアの発行者が国内投資家向けに行うすべてのデジタル資産トークン・オファリング（DATO）、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）、セキュリティトークン ICO、その他ブロックチェーンを利用したデジタル資産の提供は SEC の規制対象となる。
- (ii) ブロックチェーン関連サービスおよび仮想デジタル資産サービス事業者は、SEC に登録し、規制ガイドラインを遵守する必要がある。
- (iii) 認可された投資取引所で取引される、または投資目的で発行される暗号資産は商品（コモディティ）として分類され、SEC 規制のパート E に基づいて規制される。

この声明により、SEC は暗号資産を証券として認識し、規制対象とする方針を示した。一方で、中央銀行（CBN）は暗号資産の利用を強く警告を発し、金融機関に対して暗号資産との取引やその促進を禁止した。この方針の不一致により、SEC がどのように暗号資産の発行を促進するのかについて不確実性が生じた。

²¹ 「Statement on Digital Assets and their classification and Treatment（デジタル資産とその分類および取り扱いに関する SEC の声明）」の原文はこちら <https://sec.gov.ng/statement-on-digital-assets-and-their-classification-and-treatment/>（2025年2月23日アクセス）

2.3.4. 2021年2月5日 中央銀行書簡（商業銀行、ノンバンク金融機関およびその他金融機関宛）²²

中央銀行（CBN）は本書簡において、規制対象となる金融機関（銀行およびその他の金融機関）に対し、暗号通貨取引や暗号通貨取引所への決済サービスの提供を禁止することを改めて通達した。さらに、暗号通貨取引を行う個人・企業、および暗号資産取引所を運営する顧客を特定し、該当する銀行口座を直ちに閉鎖するよう指示した。

2.3.5. 2021年2月11日 SECによる暗号通貨に関するプレスリリース²³

2020年9月11日のSECの声明と2021年2月5日の中央銀行（CBN）の通達の間に政策の不一致があることが判明したことを受け、SECは本プレスリリースを発表した。この中で、SECは、当時の声明を発表した理由について、デジタル資産分野における取引の増加が報告されていたため、同分野の規制を確実にする必要があったと説明した。しかし、ナイジェリアの金融システムの監督機関であるCBNは、いくつかのリスクを認識し、それらを放置すれば投資家保護が脅かされると判断した。

この状況を踏まえ、SECはCBNと協議を行った。両機関は互いに協力し、今後このような証券が認められるようになった場合に、適切かつ十分なリスク緩和策が講じられるようするため、顕在化したリスクをさらに分析し、的確に把握することで合意した。その結果、SECは以下の点を明確にした。

- i) SECの規制インキュベーション・フレームワークへの参加承認に関しては、2021年2月5日のCBN通達の対象となるすべての事業者（および関連商品）がナイジェリアの金融システム内で銀行口座を運営できるようになるまで、審査を保留する。
- ii) 資本市場向けの革新的なサービスモデルを導入しようとするフィンテック企業に対しては、予定通り規制インキュベーション・ガイドラインの実施を継続する。

このSECのプレスリリースは、CBNによる規制の影響を受け、暗号資産や仮想資産への投資や参加を表立って奨励することには消極的であることを示すものとなった。

²² 全預貯金取扱銀行、ノンバンク金融機関およびその他金融機関宛の書簡の原文はこちら
<https://www.cbn.gov.ng/out/2021/ccl/letter%20on%20crypto.pdf> 2025年2月23日アクセス)

²³ 暗号通貨に関するプレスリリースの原文はこちら
<https://sec.gov.ng/press-release-on-cryptocurrencies/> (2025年2月23日アクセス)

2.3.6. 2023年5月3日 国家情報技術開発庁（NITDA）ナイジェリアの国家ブロックチェーン政策（National Blockchain Policy for Nigeria）（以下、「ブロックチェーン政策」）²⁴

「国家ブロックチェーン政策」は、ナイジェリア経済の多様化を目的として策定された。ナイジェリアのデジタル経済政策戦略の策定を担当したのは連邦通信・デジタル経済省であり、同省はナイジェリアにおける情報技術実践枠組みの構築を国家情報技術開発庁（NITDA）に委任した。その後、NITDAは、デジタル経済の発展を推進するための一環として、ブロックチェーン導入戦略を策定した。本政策の目的は、個人・企業・政府の間の安全な取引、データ共有、価値交換を可能にするブロックチェーンベースの経済を確立することである。ブロックチェーン政策のもと、ナイジェリア連邦政府は主に以下の施策を推進する。

- i) ブロックチェーン産業における研究開発の支援。
- ii) ブロックチェーン技術と金融システムの統合を可能にする規制枠組みの整備を通じ、消費者保護と金融システムの安定性を確立する。
- iii) フィンテック分野のイノベーターやスタートアップに対し、資金提供やインセンティブを通じてブロックチェーン技術の開発を促進する。
- iv) ブロックチェーン関連スタートアップに対し、インセンティブ、インキュベーションセンター、メンタープログラムなどの支援を提供する。

²⁴ 「National Blockchain Policy for Nigeria（ナイジェリアの国家ブロックチェーン政策）」の原文はこちら
<https://nitda.gov.ng/wp-content/uploads/2023/05/National-Blockchain-Policy.pdf> (2025年2月23日アクセス)

3. ナイジェリアにおける暗号通貨市場の主要プレーヤーと市場動向

3.1. 国内および国際的な暗号通貨取引所の動向（Binance、Luno、Paxful など）

国内外を問わず、暗号通貨取引所は、市場における需要の増大、規制の変化、技術の進歩により大きな発展を遂げている。

3.1.1. 規制遵守の強化

Binance、Coinbase、Kraken など、多くの国際的取引所は、監督機関の監視の強化を受け、コンプライアンス対応を強化している。世界各国政府は、より厳格な本人確認（KYC）およびマネーロンダリング防止（AML）を義務付けており、例えば Binance は、複数の国で金融規制を遵守するため、厳格な KYC 措置を導入している。

Binance は、世界的な規制強化に対応するため、全世界の金融規制に沿ったコンプライアンス対策を大幅に強化した。社内のコンプライアンスチームを 650 人以上に拡充し、規制当局の出身者、法執行の専門家、マネーロンダリング防止の専門家を参画させている²⁵。こうした取り組みにより、各地域の金融当局から課される厳格な要件を満たせるよう努めている。また、Binance は 21 の地域で監督機関の承認または登録を取得している²⁶。これにより、各地域の規制枠組みを遵守しつつ、合法的に暗号通貨サービスを提供している。さらに、高度なブロックチェーン分析ツールを採用して不審な取引を追跡し、必要に応じて当局に報告している。また、金融当局と積極的に連携を通じ、透明性と法令遵守の徹底を図り、グローバルな規制基準に準

²⁵ 「Binance State of the Block Chain (Binance ブロックチェーン状況レポート)」の原文はこちら
[2024_EOY_Report.pdf](https://www.binance.com/zh/annual-report/2024/2024_EOY_Report.pdf) (2025 年 2 月 17 日アクセス)

²⁶ 脚注 25 を参照のこと

じた運営を目指している²⁷。一方で、Binance は、規制要件を満たせない地域（米国²⁸、日本²⁹、フランス³⁰など）からの撤退を選択し、法的枠組みの中での運営を重視している。

各国国内の暗号通貨取引所も、現地の規制当局と協力し、各国の金融法を遵守した運営を行っている。その結果、現地通貨でのシームレスな取引が促されている。

(i)Luno（南アフリカ）

Luno は、南アフリカの金融規制に積極的に対応してきた。2024 年、暗号資産サービスプロバイダーとして、南アフリカ金融セクター行動管理局（FSCA）から金融サービス事業者のライセンスを取得した³¹。このライセンスは「2002 年金融アドバイザリー・仲介サービス法（Financial Advisory and Intermediary Services Act）（FAIS）」に基づくもので、これにより Luno は国内で合法的に営業できるようになった。利用者は南アフリカランドでの入出金を安心して行うことができる。

(ii) Busha と Quidax（いずれもナイジェリア）

これまで述べたように（2.2.2.4）、Busha Digital Limited と Quidax Technologies Limited は、ARIP（規制当局によるインキュベーション加速化プログラム）のもとで仮承認を受けたナイジェリア初の暗号通貨取引所である。さらに、五つの暗号通貨取引所（Busha Digital Limited、Quidax Technologies Limited、Trovotech Limited、Wrapped CBDC Limited、Housing Exchange.NG Limited、Dream City Capital、Blockvault Custodian Limited³²）が、SEC の規制インキュベーションプログラム（RI プログラム）に参加してお

²⁷ 脚注 35 を参照のこと

²⁸ Nikhilesh De、「Binance to Make 'Complete Exit' from U.S., Pay Billions to FinCEN, OFAC on Top of DOJ Settlement（Binance が米国から『完全撤退』。司法省（DOJ）との和解金に加え、金融犯罪取り締まりネットワーク局（FinCEN）と米国財務省外国資産管理室（OFAC）にも数十億ドルを支払う）」の原文はこちら

https://www.coindesk.com/policy/2023/11/21/binance-to-make-complete-exit-from-us-pay-billions-to-fincen-ofac-on-top-of-doj-settlement?utm_（2025 年 2 月 17 日アクセス）

²⁹ Opeyemi Quadri、「List of Countries Where Binance Exchange Faced Regulatory Sanctions（Binance 取引所が規制当局の制裁を受けた国一覧）」の原文はこちら https://infomediang.com/countries-where-binance-exchange-faced-regulatory-sanctions/?utm_（2025 年 2 月 17 日アクセス）

³⁰ Daisy Brown、「Binance Faces Global Legal Challenges Amid Regulatory Crackdowns（Binance、規制強化を背景に全世界で法的問題に直面）」の原文はこちら https://b2bdaily.com/fintech/binance-faces-global-legal-challenges-amid-regulatory-crackdowns/?utm_（2025 年 2 月 17 日アクセス）

³¹ Ifeoma Joy Okorie、「Regulator confirms approved crypto asset providers for licensing in South Africa（規制当局、南アフリカでの免許交付に関し、承認済み暗号通貨資産プロバイダーを確定）」の原文はこちら <https://techpoint.africa/2024/04/23/approved-crypto-providers-licensing-south-africa>（2025 年 2 月 17 日アクセス）

³² 「Press Release: Update on the SEC's Accelerated Regulatory Incubation Program and Regulatory Incubation Program（プレスリリース：SEC の規制当局によるインキュベーション加速化プログラム、および規制によるインキュベーション・プログラムの最新情報）」の原文はこちら <https://sec.gov.ng/press-release-update-on-the-secs-accelerated-regulatory-incubation-program-and-regulatory-incubation-program/>（2025 年 2 月 17 日アクセス）

り、厳格な監視の下でデジタル資産事業の検証や革新的な商品・技術のテストを行っている。

3.1.2. 現地通貨と決済の統合

ナイジェリア国内の暗号通貨取引所（Naira Ex、Quidax、Luno、Bybit、Kucoin など）は、利用者を増やすため、法定通貨（Fiat）と暗号通貨の転換プロセスを強化している。これらの取引所では、ナairaを使って暗号通貨を直接売買できるため、暗号通貨を簡単に利用できる³³。例えば、Luno は、ナairaで直接入出金が可能であり、ナイジェリア市場のニーズに応える主要な取引所の一つとなっている³⁴。Yellow Card もナairaを基準通貨とし、モバイルマネーと銀行送金を一体化することにより、銀行インフラを利用しにくい地域の利用者の利便性を高めている³⁵。しかしながら、ナイジェリア国内では、ライセンスを受けた暗号通貨取引所のみが金融機関と直接統合し、取引を行うことができるという規制があるため、銀行との直接取引が認められていない取引所を利用する多くの利用者は、暗号資産と法定通貨の交換を P2P 市場に依存している。

3.1.3. セキュリティ強化と分散化

サイバー脅威の増大に伴い、暗号通貨取引所は利用者を保護するため、コールドストレージウォレット、マルチシグ認証、保険基金の導入などのセキュリティ機能を強化している。また、中央集権型プラットフォームのリスクを軽減するため分散型モデルの導入も進めている。

Binance はセキュリティとコンプライアンスに多額の投資を行った。それらの対策により 2024 年には 40 億ドル以上の資産を保護したとされる³⁶。

³³Joel Agbo、「7 Best Crypto Exchanges in Nigeria (ナイジェリア暗号通貨取引所ベスト 7)」の原文はこちら <https://www.coingecko.com/learn/best-crypto-exchanges-nigeria?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)。

³⁴ Luno Help Centre、「How do I deposit via bank transfer in Nigeria? (ナイジェリアで銀行振り込みを使って入金するには)」の原文はこちら <https://guide.luno.com/hc/en-gb/articles/11035612880285-How-do-I-deposit-via-bank-transfer-in-Nigeria> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

³⁵ Vanguard Nigeria、「Yellow Card Resumes Naira Deposits and Withdrawals in Nigeria (Yellow Card、ナイジェリアでのナaira入出金を再開)」の原文はこちら <https://www.vanguardngr.com/2022/01/yellow-card-resumes-naira-deposits-and-withdrawals-in-nigeria/?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

³⁶ Sneha Murali、「Binance's security measures saved over \$4 billion in 2024 (Binance のセキュリティ対策は 2024 年に 40 億ドル以上を節減)」の原文はこちら <https://www.cryptopolitan.com/binance-security-measures-saved-over-4b/?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

3.1.4. P2P 取引所と中央集権型取引所の競争

ナイジェリアでは、銀行による暗号資産取引規制の厳格化したことを受け P2P 取引の普及が加速している。ナイジェリアの利用者は、銀行経由で暗号資産を取引することが困難な状況に直面しており、Remitano や Paxful³⁷のような P2P プラットフォームの利用が増えている。これらのプラットフォームでは、利用者が銀行送金、モバイルマネー、ギフトカードなどの決済手段を用いて暗号通貨を売買できる。このように、ナイジェリアの人々は中央集権型取引所に頼らなくても暗号通貨取引を簡単に行うことができる。一方、Luno、Quidax、BuyCoins などの中央集権型取引所は、依然としてナイジェリア市場で支配的な地位を維持しており、高い流動性、使いやすいインターフェイス、規則の順守に加え、法定通貨・暗号資産の取引が可能であることも、利用者にとっての魅力となっている。

3.1.5. 「明確な規制」、「インフレ」、「通貨安」が暗号資産の世界的な普及を促進

2023 年、欧州連合 (EU) は「暗号資産市場規則 (Markets in Crypto-Assets regulation) (MiCA)」を採択し、新たな業界基準を確立した。この政策は新たな業界基準を定め、透明性と消費者保護の強化を図ることにより、暗号市場への参加が増大した³⁸。同様に、さまざまな地域でビットコイン上場投資信託 (ETF) が承認され、伝統的な投資家の暗号市場への参入が容易になった³⁹。

2023 年 12 月、ナイジェリア中央銀行は暗号資産企業への銀行サービス提供規制を緩和し、2024 年 6 月には SEC が「規制当局によるインキュベーション加速化プログラム (ARIP)」を導入した。これにより、すべての仮想資産サービス提供者 (VASP) は SEC への登録と審査義務付けられた⁴⁰。この規制の明確化により、暗号資産の普及が加速した。2024 年時点で、世界人口の約 14.7% (前年比 3% 増) が暗号資産を保有または利用している。また、ナイジェリアでは成人の 43% が暗号資産を利用しており、規制の明確化が市場での導入に大きな影響を与えている。また、アフリカ諸国では暗号通貨の利用が加速している。たとえば、ケニア、南アフリカ、ガーナでは P2P 取引が前年比 30% 増加した⁴¹。

³⁷ Prestmit、「Top 5 P2P Trading Platforms In Nigeria 2025 (ナイジェリアの P2P 取引プラットフォーム・トップ 5)」の原文はこちら [https://prestmit.io/blog/top-5-p2p-trading-platforms-in-nigeria#:~:text=Remitano%20is%20the%20most%20frequently.,%20and%20Tether%20\(USDT\)](https://prestmit.io/blog/top-5-p2p-trading-platforms-in-nigeria#:~:text=Remitano%20is%20the%20most%20frequently.,%20and%20Tether%20(USDT)) (2025 年 2 月 17 日アクセス)

³⁸ Andrius Juodis、「Cryptocurrency Regulations Around the World (世界の暗号通貨規制)」の原文はこちら <https://www.idenfy.com/blog/cryptocurrency-regulations-around-the-world/?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

³⁹ 上記の脚注 1 参照

⁴⁰ 上記の脚注 1 参照

⁴¹ Barry Elad、「Cryptocurrency Regulations Impact Statistics 2025: Regulatory Changes and Economic Impacts (暗号通貨規制の影響統計 2025 年: 規制の変更と経済的影響)」の原文はこちら

<https://coinlaw.io/cryptocurrency-regulations-impact-statistics/?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

さらに、ほかのアフリカ諸国と同じく、ナイジェリアにおいてもインフレとナイラの下落がステーブルコインの普及を後押ししている。ナイラは2024年2月に過去最安値を記録した⁴²。このトレンドの影響は、100万ドル未満の送金額を見れば明らかである。2024年第1四半期にステーブルコインの価値は約30億ドルに迫り、ナイジェリア国内の100万ドル未満の送金市場でステーブルコインが最大のシェアを占めた⁴³。これらのデータは、明確な規制枠組みの整備、インフレ、ナイラやその他のサハラ以南のアフリカ通貨の価値下落が、暗号資産の主流化と国際金融システムへの統合を促進していることを示している。

3.2. 暗号通貨関連のスタートアップ企業と既存企業（ブロックチェーン技術を活用するフィンテック企業など）

ナイジェリアでは、ブロックチェーン技術を活用するフィンテック企業はまだ少ない。これは、規制の不確実性、暗号通貨取引に対する政府の制約、そしてブロックチェーン導入に関するインフラ面での課題が影響している。以下に、ナイジェリアでブロックチェーンを活用するフィンテック企業のリストを示す。

（i）Veridaq⁴⁴

Veridaqは、ブロックチェーン技術を活用した文書認証を行うナイジェリアのスタートアップ企業である。分散型システムを活用することで、文書のセキュリティと真正性を強化し、金融や教育を含むさまざまな業界向けに信頼性の高いソリューションを提供している。

（ii）Zone⁴⁵

Zoneは、ナイジェリアのブロックチェーンベース決済処理会社である。2024年7月、ナイジェリアの大手銀行数行が決済処理能力を強化するためにZoneのブロックチェーン技術を採用した。これにより、伝統的な金融機関がブロックチェーンソリューションを採用する傾向が強まっていることが窺える。

⁴² 2024年2月20日時点のBDCレートは1ドル1,790ナイラ（ジェトロ調べ）

⁴³ 上記の脚注1参照

⁴⁴ Ikenna Nwachukwu、「How 2024 Revolutionized FinTech Landscape in Nigeria（2024年はナイジェリアのフィンテック環境をどう変革したか）」の原文はこちら <https://articles.connectnigeria.com/how-2024-revolutionized-the-fintech-landscape-in-nigeria> (2025年2月17日アクセス)

⁴⁵ Yetunde Ademola、「Nigeria's largest banks are embracing Zone's blockchain technology and here's what we think about it（ナイジェリアの大手銀行がZoneのブロックチェーン技術を採用：その考察）」の原文はこちら

<https://businessday.ng/opinion/article/nigerias-largest-banks-are-embracing-zones-blockchain-technology-and-heres-what-we-think-about-it/> (2025年2月17日アクセス)

(iii) Java plus Innovations⁴⁶

Java plus Innovations は、ブロックチェーン技術を活用し、金融サービスの向上を目的としリューションを開発するナイジェリアのフィンテックソフトウェア企業である。セキュリティ強化と効率向上のためにブロックチェーンを活用し、金融セクターが抱える課題に対処するアプリケーションの開発に注力している。

(iv) Futureextech⁴⁷

Futureextech は、P2P のデジタル資産取引に特化したナイジェリアのスタートアップ企業である。同社は、教育分野にもブロックチェーン技術を導入し、教育資格、証明書、成績の記録・認証を分散型システムで管理することで、透明性と信頼性を高めている。

(v) Nestcoin⁴⁸

Nestcoin は、2021 年に設立されたナイジェリアのスタートアップであり、アフリカ全域での暗号資産および分散型金融（DeFi）普及促進に注力している。同社は、デジタル資産の利用を促進する製品の開発・運営・投資を行っており、銀行口座を持たない人々のために金融機会を提供することを目指している。

3.3. 政府と民間企業（銀行、テクノロジー企業、金融機関）の関与

暗号資産がメインストリームとして認知されるにつれ、政府や民間部門による暗号通貨やブロックチェーン技術への関与が拡大している。

3.3.1. 政府の関与

世界各国の政府が、規制、中央銀行デジタル通貨（CBDC）、税制を通じて暗号資産業界に関与している。米国証券取引委員会（SEC）、欧州中央銀行（ECB）、ナイジェリア証券取引委員会（SEC）などの規制当局は、暗号資産取引を統括し、投資家を保護うるとともに、マネーロンダリングや詐欺などの金融犯罪を防止するための枠組み作りに取り組んでいる。さらに、

⁴⁶ Eva Sgroi、「Unfolding Blockchain Technology Trends in Nigeria in 2024（ナイジェリアにおける 2024 年ブロックチェーン技術のトレンドを紐解く）」の原文はこちら <https://www.itnewsafrica.com/2024/01/unfolding-blockchain-technology-trends-in-nigeria-in-2024/?utm> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

⁴⁷ 脚注 46 参照

⁴⁸ F6S Community、「100 top Blockchain companies and startups in Nigeria in February 2025（2025 年 2 月現在のナイジェリアのブロックチェーン企業・スタートアップ企業トップ 100）」の原文はこちら <https://www.f6s.com/companies/blockchain/nigeria/co> (2025 年 2 月 17 日アクセス)

中国、ナイジェリア、欧州連合（EU）を含むいくつかの中央銀行は、暗号通貨に代わる政府保証のデジタル通貨を提供するため、CBDCの導入または試験的導入を行っている⁴⁹。

3.3.2. 民間セクターの関与

(i)銀行

JPMorgan Chase、Goldman Sachs、Standard Chartered⁵⁰などの伝統的金融機関が、暗号資産の保管サービス、取引デスク、ブロックチェーンを活用した決済ソリューションを提供し始めている。さらに、多くの銀行が国境を越えた決済や詐欺防止のためにブロックチェーン技術を導入している。

(ii)テクノロジー企業

Microsoft、Google、Amazon⁵¹などの企業が、ブロックチェーンインフラストラクチャに投資し、クラウドベースのブロックチェーンサービスを提供するとともに、分散型アプリケーションの研究を進めている。

(iii)金融機関およびフィンテック

Visa、Mastercard、PayPalなど、暗号資産に対応する決済会社は、デジタル資産に対応したサービスを提供し、デジタル資産による取引を可能にしている。また、RevolutやCash Appなどのフィンテック・スタートアップ企業は、自社のプラットフォームに暗号通貨取引機能を統合している⁵²。

このように、政府と民間企業の連携が進むことで、デジタル金融の未来が形作られている。イノベーションと規制遵守のバランスを取りながら、暗号資産の普及と安全な導入を確保する取り組みが進められている。

⁴⁹ 上記の脚注 38 参照

⁵⁰ Hadeel Al Sayegh、「Standard Chartered starts custody services for digital assets in UAE (Standard Chartered が UAE でデジタル資産カストディサービスを開始)」の原文はこちら <https://www.reuters.com/business/finance/standard-chartered-starts-custody-services-digital-assets-uae-2024-09-10/?utm> (2025年2月17日アクセス)

⁵¹ CBInsights、「How Amazon, Microsoft, and Google are supporting Web3 and blockchain development (Amazon, Microsoft、Google は Web3 とブロックチェーン開発をどのように支援しているか)」の原文はこちら <https://www.cbinsights.com/research/amazon-microsoft-google-web3-blockchain-developments/?utm> (2025年2月17日アクセス)

⁵² Iliana Mavrou、「Top 5 Crypto-Friendly Banks: Platforms to Check Out in 2025 (暗号通貨に対応する銀行トップ 5: 2025 年の注目プラットフォーム)」の原文はこちら <https://www.techopedia.com/crypto-friendly-banks?utm> (2025年2月17日アクセス)